

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、及び次点交渉権者とする。

2. 一次審査(配点：170点)

審査は令和8年度飯山市公式ホームページ再構築業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）の庶務（以下「事務局」）において以下のとおり書類審査を行い、得点の高い上位4者以内を選定する。

提案者が1者の場合、書類審査の結果、事業を適切に実施できると判断されたとき、本プロポーザルを実施する。

2.1 基準点(150点)

- ・ 対象：【別紙1】CMS機能要件一覧表
- ・ 評価方法
 - (1)提案CMSの対応状況を事務局が判定する減点方式とする。
 - ・ 「必須」の項目に×：失格
 - ・ 「推奨」の項目に△：該当1項目につき減点
 - ・ 「推奨」の項目に×：該当1項目につき減点

2.2 実績評価点(20点)

- ・ 対象：受注実績調書
- ・ 評価方法
 - (1)過去5年以内に、当市と同規模以上の市区町村において、CMSの導入を前提とする公式ホームページの構築業務を元請けとして履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績件数を評価する。なお、同規模以上とは、令和8年（2026年）1月1日現在において、人口1万5千人以上の市区町村をいう。
 - (2)評価点は、次のとおりとする。

・ 10件（最大記載可能件数）	20点
・ 7件から9件	15点
・ 4件から6件	10点
・ 1件から3件	5点
・ 該当実績なし	0点
 - (3)保守業務、運用支援業務、一部改修業務等のみの実績は評価対象外とする。
 - (4)受注実績調書に記載された実績のうち、人口規模、契約内容、稼働状況等が確認できるものを評価対象とする。

3. 二次審査(配点：830点)

一次審査により選定された者に対し二次審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。

3.1 企画提案及びプレゼンテーション評価点(700点)

- ・ 対象：企画提案書及びプレゼンテーション（質疑応答含む）
- ・ 評価方法

審査委員会において、各審査委員が企画提案書及びプレゼンテーションの各項目を評価及び採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

3.2 価格点ア 構築費用(50点)

- ・ 対象：【様式6】費用見積書（構築費用）
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝50点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

3.3 価格点イ 保守費用(80点)

- ・ 対象：【様式7】費用見積書（保守費用）
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は80点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝80点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- (1) 日時：令和8年(2026年)8月10日(月曜日) ※時刻については、別途連絡
- (2) 場所：飯山市役所（別途連絡）
- (3) 出席者：1提案者3名以内（プロジェクトリーダー及びメインディレクターは必ず出席すること）
- (4) 実施時間：1提案者70分以内（準備及び撤収10分、プレゼンテーション50分、質疑応答10分）
- (5) プレゼンテーションの内容
 - ・ プレゼンテーションは提出された企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
 - ・ 説明の順序は、「企画提案書作成要領」の「企画提案書の構成」に従い、同構成に定める内容については、すべて説明すること。
 - ・ なお、提案書で表現しきれないイメージなどの補足説明は可能とするが、提案書の内容から逸脱した説明は認めない。
 - ・ 実際に構築を担当するメインディレクターが説明を行うこと。
 - ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法及びアクセシビリティチェック機能
 - 公開申請、承認フローの運用方法
 - 各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法
 - その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント
- (6) プレゼンテーションの順番
プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。
- (7) その他
スクリーンは本市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

一次審査と二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「企画提案及びプレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「企画提案及びプレゼンテーション評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「企画提案及びプレゼンテーション評価点」及び「基準点」が同じ場合、「実績評価点」が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「企画提案及びプレゼンテーション評価点」、「基準点」及び「実績評価点」が同じ場合、「価格点イ」が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。
- (5) 当該提案者それぞれの「企画提案及びプレゼンテーション評価点」、「基準点」、「実績評価点」及び「価格点イ」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。